



議案第百十七号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年十二月十五日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾貳年拾月拾六日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 積

三朝町条例第 号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例（昭和五十二年三朝町条例第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

3 削 除

附 則

この条例は、鳥取県知事の認可のあつた日から施行する。